



公正取引委員会からの

御案内



経営指導員研修への講師派遣

商工会議所・商工会主催の経営指導員研修への講師派遣

- ☑ 公正取引委員会では、商工会議所・商工会との連携により、中小事業者に対する相談体制を強化する「**独占禁止法相談ネットワーク**」を運営しています。



- ☑ 公正取引委員会は、同ネットワークの一環として、経営指導員等の皆様に「独占禁止法」及び「下請法」に関する理解を深めていただくため、商工会議所又は商工会が主催する**経営指導員研修等への講師派遣**を行っています。
- ☑ 経営指導員研修等において独占禁止法等の内容を取り上げていただく際には職員を派遣いたしますので、どうぞ御活用ください。
- ☑ **Web会議配信**による研修会にも対応可能です。



独占
禁止法

下請法



講師派遣の概要

- 1 研修内容：独占禁止法・下請法の概要、独占禁止法等の違反事例の紹介
- 2 研修時間：**1時間程度**（御相談に応じます。）
- 3 派遣費用：**無料**（謝礼、旅費等は一切不要です。）



これまで四国地区内の商工会議所・商工会への講師派遣実績が多数あります。どうぞお気軽にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

〒760-0019

高松市サポート3-33

高松サポート合同庁舎南館8階

公正取引委員会事務総局 四国支所

総務課 TEL：087（811）1750